

横浜市立平戸中学校PTA規約

第一章 総 則

第1条 名 称

本会は、横浜市立平戸中学校PTAと称し、事務局を本校内におく。

第2条 目 的

保護者と教職員が協力して、家庭と地域における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 方 針

1. 生徒の教育、ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
3. 本会、または役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第4条 会 員

本会の会員は平戸中学校に在籍する生徒の保護者と教職員で構成される。

第5条 会 費

1. 本会の経費は会費及び、その他の収入をもってこれにあてる。
2. 会費は一世帯月額300円とする。但し、総会の決議により会費額その他を変更することができる。また、災害、緊急事態宣言等の理由で年度内の活動の停止が見込まれる場合は、役員協議により徴収の有無、額を検討することができる。
3. 会費の運用は総会で決議された予算に基づいて行い、決算は会計監査を経て総会で報告され承認されなければならない。
4. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までである。

第二章 組 織 と 機 関

第6条 組 織

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 学年委員会
5. 広報委員会
6. 校外委員会（休止）
7. 特別委員会

第7条 総 会

総会は最高の審議決定機関とし、定期総会と臨時総会の2種類とする。

定期総会は、前期総会を年度初めに開催し、後期総会は紙面総会とする。

1. 前期総会は次のことを審議する。
 - (イ) 前年度活動報告並びに決算報告の承認。
 - (ロ) 新年度活動計画並びに予算の審議及び決定。
 - (ハ) その他本会の重要事項を審議し決定する。
2. 前期総会の成立は委任状を含め会員の1/3以上の出席を必要とし、決議は出席者の1/2以上の同意をもって決定する。
3. 後期総会は、選挙管理委員会によって提案された、新役員及び会計監査委員の承認を書面にて行う。新役員及び会計監査委員の承認は、会員の1/2以上の同意をもって決定する。
4. 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の1/10以上の請求があった時開くことができる。

第8条 役 員 会

役員会は本会の役員及び校長・副校長をもって構成し、会務全体を統括することとし、基本的事項の企画立案、緊急事項及び総会や運営委員会から要請された事項などを審議し処理する。

第9条 運 営 委 員 会

運営委員会は本会の役員と学年委員会、広報委員会、校外委員会より委員長、副委員長、及び校長、副校長をもって組織し、次の事項を行う。

1. 総会の決議事項の執行及び報告事項の作成。
2. 活動計画及び予算、各委員会よりの提案事項の審議、執行。
3. 必要な場合に特別委員会の設置及び改廃。
4. その他必要事項を審議し、決定する。
5. 規約改正の必要に応じて協議し、結果に基づき規約改正を決定することができる。

第10条 学 年 委 員 会

1. 原則として各学年から互選された学級数×2名の委員と教職員若干名で組織し、各学年より委員長、副委員長各1名ずつ選出する。
2. 学年の連絡調整にあたり、教育活動の効果を上げるための協力活動を行う。
3. 生徒の健全な生活を目指した保健活動にあたる。

第11条 広 報 委 員 会

1. 各学年から互選された原則学級数×1名の委員と教職員若干名で組織し、その中から委員長1名、副委員長1名を選出する。
2. 広報活動を円滑にするために、広報誌の作成、その他の活動を行う。

第12条 校 外 委 員 会（休止）

1. 各地域から互選された若干名の委員と教職員若干名で組織し、委員の中から委員長1

名、副委員長2名を選出する。

2. 生徒の校外指導に関する活動を行う。

第13条 特別委員会

特別委員会は本会の事業実施上、運営委員会が必要としたとき設けることができる。

但し、特別委員会はいかなる事業計画についても運営委員会にはからなければならない。

第三章 役員及び会計監査委員

第14条 役員

本会に次の役員をおく。

1. 会長、副会長、書記、会計をおく。

2. 役職による人数を定めない。

(但し書記、会計には教職員各1名をおく。)

第15条 役員の任務

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは代行する。

3. 書記は総会、運営委員会などの議事を正確に記録し、その他の庶務にあたる。

4. 会計は次の事項を行う。

(イ) 予算原案を作成し、運営委員会に提出する。

(ロ) 総会で決定した予算案に基づいて、会計事務を処理する。

(ハ) 次年度初め総会において監査委員の監査を経た決算報告をする。

第16条 役員の任期

役員の就任は4月とし、任期は1年、再任は妨げない。欠員があったときの補充の人選については運営委員会で決定し、任期は前任者の残任期間とする。

第17条 会計監査

後期総会で選出された2名の監査委員でその年間の会計を監査する。但し会計監査委員は役員や他の委員を兼任できない。就任は4月とし、任期は1年、但し再任してもよい。

第四章 役員・会計監査委員の選出

第18条 選挙管理委員会

役員、会計監査委員の選出は立候補制とし、会員の過半数の信任を得なければならない。

立候補のない場合は推薦制とし、選挙管理委員会が推薦委員会を兼ねる。

1. 選挙管理委員会は、次の方法により組織し、選挙に関する一切の業務を担当する。

(イ) 各学年委員より2名、合計6名を選出する。

(ロ) 広報委員より2名選出する。

(ハ) 校外委員より2名選出する。

(ニ) 運営委員より1名選出する。

(ホ) 教職員より2名選出する。

第五章 慶弔

第19条 慶弔費

本会の慶弔、その他に関する事項は細則によって定める。

第六章 改正

第20条 規約の改正

この規約は総会において出席者の2/3以上の賛成により改正することができる。

付 則

第21条 施行年月日

本規約は昭和61年7月10日より施行する。

平成元年2月6日一部改正する。

平成8年2月13日一部改正する。

平成13年5月21日一部改正する。

平成14年5月28日一部改正する。

平成22年11月26日一部改正する。

平成25年6月7日一部改正する。

令和元年5月31日一部改正する。

令和3年6月10日一部改正する。

令和5年3月2日一部改正する。

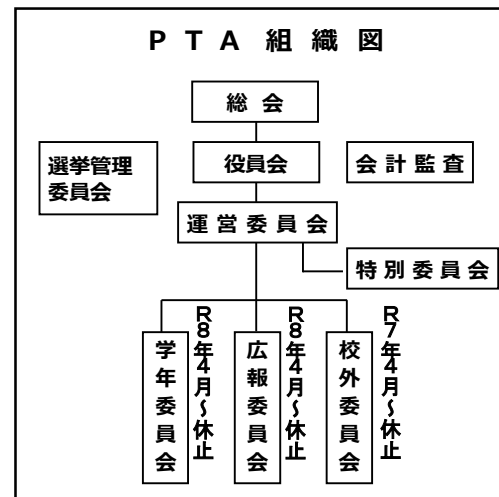
令和6年6月12日一部改正する。

令和7年4月1日一部改正する。

令和8年3月6日一部改正する。

慶弔・見舞・表彰細則

事 由		処 置
教 職 員 会 員	1 結婚	結婚祝い金 5000円
	2 出産（本人及び配偶者）	出産祝い金 5000円
	3 転勤・退職	
	勤続5年未満	記念品又は記念品代 3000円分
	勤続5年以上	記念品又は記念品代 5000円分
4 死亡	本人及び配偶者	花輪 時 価 香典 10000円
	実父母・子・同居の義父母	花輪 時 価 香典 5000円
5 傷病見舞い（入院14日以上）	見舞い金 5000円	
保 護 者 会 員	1 死亡	花輪 時 価 香典 10000円
	2 傷病見舞い（入院30日以上）	見舞い金 5000円
生 徒	1 死亡	花輪 時 価 香典 10000円
	2 傷病見舞い（入院14日以上）	見舞い金 5000円



※ 上記以外の場合は必要に応じて運営委員会で協議する。

昭和61年9月20日施行

昭和62年5月8日一部改正

平成元年2月23日一部改正

平成2年12月12日一部改正

平成8年2月13日一部改正

平成13年2月8日一部改正

平成26年5月12日一部改正

令和3年6月10日一部改正